第 384 回静岡地方最低賃金審議会 議事要旨

開催日時	令和 4 年 10 月 17 日 (月) 9 時 58 分から 10 時 21 分まで		
開催場所	静岡地方合同庁舎 4 階 共用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席5名	定数 5 名
	労働者を代表する委員	出席4名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席5名	定数 5 名
議題	1 静岡県特定最低賃金の改正決定について2 静岡県特定最低賃金専門部会の廃止について3 その他		
議事要旨	本会議は、公開・非公開		

1 静岡県特定最低賃金の改正決定について

静岡県特定最低賃金のうち「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金」について、同最低賃金を審議した専門部会の「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金額を現行の時間額 970 円から 25 円引き上げ、995 円とする。発効日は指定日発効とし、令和 4 年 12 月 21 日とする」との結論について、本審議会で採決したところ、会長を除く出席委員 13 名中、賛成 11 名、反対 2 名であったため、同専門部会報告内容が本審議会の結論となり、同報告内容どおりの答申がなされた。

これにより、本日、答申内容について意見公示し、令和4年11月1日まで異議の受付を行う。本年改正の答申があった他の2件の特定最低賃金も含め、異議申出があった場合には令和4年11月7日に審議を行い、なかった場合には、審議会は開かず、官報公示を行い、令和4年12月21日から効力が発生する旨事務局より説明があった。

2 静岡県特定最低賃金専門部会の廃止について

令和4年度静岡県特定最低賃金専門部会は、異議申出がなければ異議申出期間の満了をもって廃止し、異議申出がされた場合には令和4年11月7日の審議をもって廃止することが承認された。

3 その他

今後の本審の日程及び年度末に開催予定の審議会について、公開・非公開について審議がなされ、公開により開催することとなった。